



社会福祉法人サンフレンズ  
**介護・相談業務**  
**一日体験**  
 各日最大で**3**時間程度



触れてみよう！  
 介護の世界



☆参加謝礼…3000円相当のプリペイドカード、  
 往復交通費実費の現金（電車・バスに限る）

**fff** 社会福祉法人サンフレンズ法人事務局

サンフレンズ公式HP

＼ご連絡はメールやお電話で！／  
 jinji-jimu@3friends.or.jp

お気軽にお問合せください

☎ 03-3394-9833



杉並区上井草 3-33-10

# 職場体験受入実施要綱

社会福祉法人サンフレンズ

## (目的)

第1条 社会福祉法人サンフレンズ（以下、法人といいます）は、大学や養成校に所属する学生（以下、学生といいます）に対し、1日単位での職場体験の機会を設けることとします。本要綱をもって、職場体験の企画・実施における必要事項を定めます。

## (計画・実施主体)

第2条 職場体験企画の受け入れ計画の策定と、計画に基づいた参加調整は法人事務局が行い、職場体験内容の企画と実際の受け入れは法人が運営する各施設・事業所が行います。

## (職場体験の企画内容)

第3条 職場体験の内容は、下記の点に留意しながら企画されます。

ア) 受け入れ日程は学生1人につき1日単位とし、1企画につき合計3日間を限度とします。1日あたりの拘束時間は最大で4時間までとします。

イ) 受け入れの定員は1企画・1日につき最大2名までとします。

ウ) 実施内容は「介護体験」「イベント・レクレーション実施体験」「イベント企画・実施体験」の中から選択して企画されます。

エ) 各施設・事業者は体験実施日の受け入れ担当者を設置します。

オ) 職場体験に参加する学生は、職員と同様の感染予防対策を講じるものとします。

## (職場体験の参加謝礼)

第4条 職場体験に参加する学生には、謝礼を支払うこととし、その内容は下記の通りとします。

参加謝礼	1企画につき、3,000円相当のプリペイドカード
交通費	往復交通費実費の現金（電車・バスに限る）

2 交通費支払は現金のみとします。

## 附則

本要綱は、2023年5月8日より適用します。（2023年5月8日理事長決定）